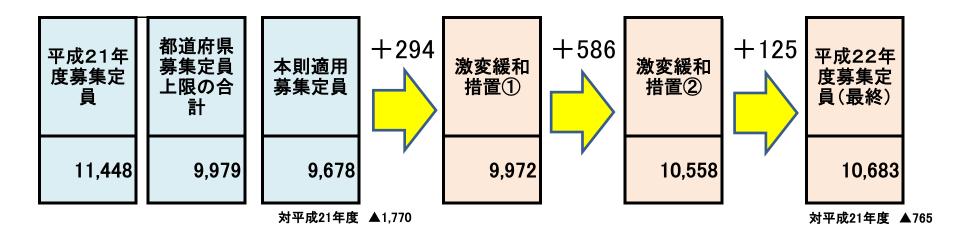
## ○激変緩和措置の影響に係る試算について



- ※1 本則適用定員・・・施行通知の本則に従い、募集定員を計算した場合。
- ※2 激変緩和措置後①・・・本則適用定員に加えて、指定基準を満たしていないが、研修医の受入実績がある病院の募集定員も計算した場合。
- ※3 激変緩和措置②・・・激変緩和措置①に加えて前年度の研修希望者(マッチ者)を下回らないように募集定員を計算した場合。
- ※4 平成22年度募集定員(最終)・・・指定基準を満たしていないが、地域の実情(都道府県の要望)により募集定員を配分したもの等を加えて計算した場合。

## 【施行通知(抜粋)】

## 第3 当面の取扱い

2 単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院について

臨床研修省令の一部を改正する省令(平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号)附則の規定により、基幹型臨床研修病院とみなされた 単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院が、<u>基幹型臨床研修病院の指定の基準を満たさない場合にあっては、地域の実情や研修医の受入</u> 実績等を充分に考慮して、指定の取消しを行うか否かを決めるものであること。

4 臨床研修病院の募集定員について

臨床研修病院の募集定員については、前述5の(1)スにかかわらず、前述5の(1)ス(ア)、(イ)の数値と<u>平成21年度から研修を開始している研修希望者の数の実績のいずれかを超えないこととすること。</u>